

平成 23 年 11 月 2 日
16 時 30 分

土砂災害緊急情報（奈良県十津川流域） 第 11 号

奈良県知事 殿
五條市長 殿
十津川村長 殿
野迫川村長 殿

近畿地方整備局長

これまで状況に応じて「土砂災害緊急情報（奈良県十津川流域）」を通知してきたところですが、このたび状況に変化がありましたので、土砂災害防止法第 29 条第 1 項の規定に基づき以下のとおり通知します。災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき、適切に処置いただくようよろしくお願いします。

記

- 1 重大な土砂災害が想定される区域
重大な土砂災害が想定される区域は別図のとおりです。
- 2 今後、現地の状況等によって重大な土砂災害が想定される区域に変更があった場合には改めて通知します。

【問い合わせ先】

国土交通省近畿地方整備局河川部河川調査官 中込 淳
直通 06 - 6945 - 6355

土石流等による被害が想定される土地の区域(赤谷)

別図

9月12日緊急情報第2号で提供した「重大な土砂災害被害が想定される区域」の先端

約700m

河道閉塞箇所

五
條
市

十
津
川
村

9月12日緊急情報第2号で提供した「重大な土砂災害被害が想定される区域」の先端

約900m

【参考資料】

重大な土砂災害が想定される区域の変更について

○ 現地状況の調査結果について

緊急工事の進捗に伴い、現地での地上測量等が可能となり、詳細な現地状況の調査を実施したところ以下の地形変化を把握しました。

- ・ 想定越流開始点標高
約 510m → 約 504.5m ～ 約 505.5m
- ・ 満水時における湛水量※
約 550万 m^3 → 約 230万 m^3

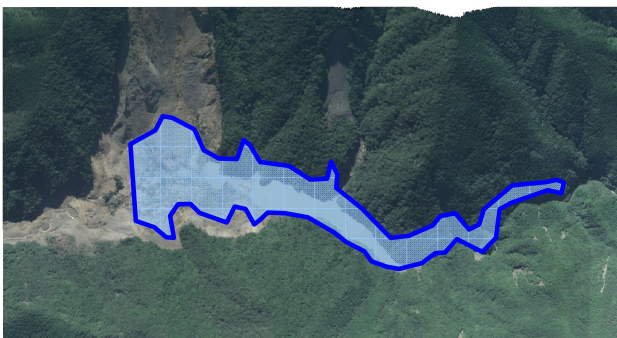
※ 満水時における湛水量の約 230万 m^3 には、満水時に湛水池内に水没し、越流浸食時に土砂とともに流出することが想定される土砂内の水を含んでいる。

○ 重大な土砂災害が想定される区域の変更について

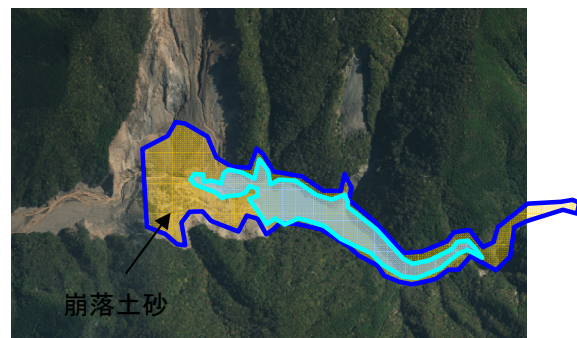
上記の地形変化を踏まえ、改めて「重大な土砂災害が想定される区域」について検討を実施したところ、土石流による氾濫区域の延長が以下のとおり短くなりました。

- ・ 五條市内 延長約 700m 短縮
- ・ 十津川村内 延長約 900m 短縮

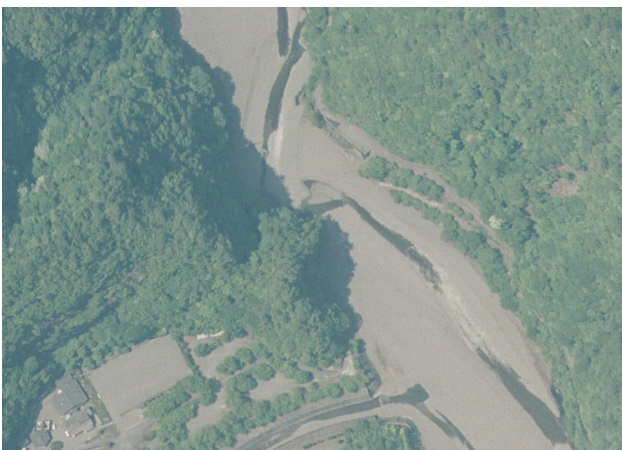
湛水域（従前）



湛水域（詳細調査後）



河道状況（従前）



河道状況（詳細調査後）

